

松戸市人事行政の運営等の公表

市民の皆さんに松戸市人事行政の運営等の状況について理解していただくため、その概要をお知らせします。

問 人事課 TEL：047-366-7306

◆職員の給与及び定員管理等の状況

1. 総括

(1)人件費の状況（普通会計決算）

区分	住民基本台帳人口 (令和6年1月1日)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 令和4年度の人件費率
令和5年度	498,222 人	185,310,752 千円	6,019,338 千円	28,298,445 千円	15.2 %	15.7 %

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 A	給与費				(参考) 一人当たり	(参考)
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	合計 B	給与費 B/A	類似団体平均
令和5年度	2,874 人	11,322,228 千円	3,528,091 千円	4,920,228 千円	19,770,547 千円	6,880 千円	6,591 千円

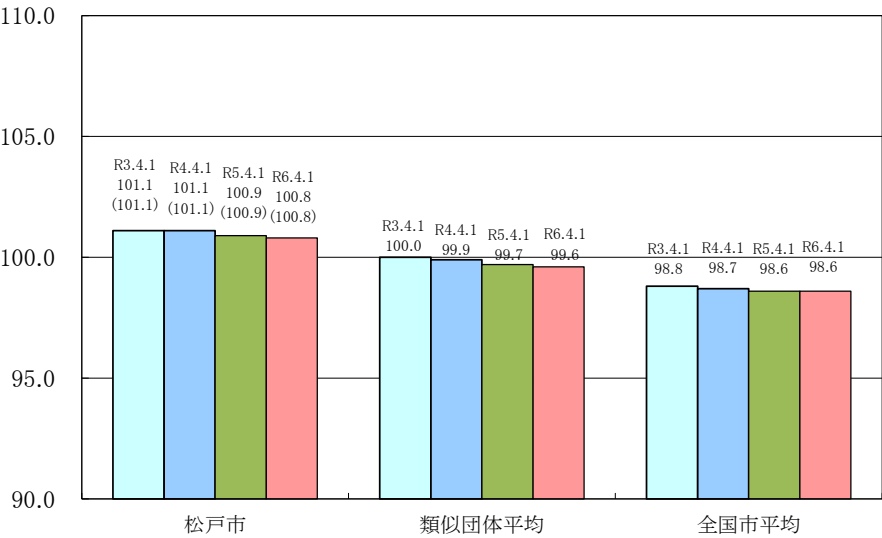
(注) 1 職員手当には退職手当を含みません。

2 職員数については令和5年4月1日現在の人数です。

また、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）、定年前再任用短時間勤務職員及び会計年度任用職員を含みません。

3 給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）及び定年前再任用短時間勤務職員の給与費が含まれていますが、会計年度任用職員の給与費は含まれていません。

(3)ラスパイレス指数の状況



(注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数です。

2 () 書きの数値は、地域手当補正後ラスパイレス指数です。地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給割合を用いて補正したラスパイレス指数です。

(補正前のラスパイレス指数 × (1 + 当該団体の地域手当支給割合) / (1 + 国の指定基準に基づく地域手当支給割合) により算出しています。)

3 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものです。

4 ラスパイレス指数（地域手当補正後ラスパイレス指数を含む）の算出に当たっては、60歳に達した日後の最初の4月1日以後に支給される給料月額について、本来の給料月額の7割水準に設定される職員を除いている。

※ 令和5年4月1日のラスパイレス指数が、①3年前に比べ1ポイント以上上昇している場合、②3年連続で上昇している場合、③100を超えている場合について、その理由及び改善の見込み

(要因)	短大及び高校卒の経験年数25年以上の平均給料額が高いため
(改善方法)	ラスパイレス指数の引き上げ要因となっている高齢層を中心に、昇給・昇格制度等の見直しを図っている。

(4)給与制度の総合的な見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的な見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされています。

①給料表の見直し

実施内容（平均引下げ率、実施（実施予定）時期、経過措置の有無等具体的な内容（未実施の場合には、その理由））

(改定実施時期)	平成27年4月1日
(内 容)	一般行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、平均2.94%、最大7.6%の引下げ。 激変緩和のため、3年間（平成30年3月31日まで）の経過措置（現給保障）を実施。 他の給料表については、一般行政職との均衡を踏まえて見直しを実施。

②地域手当の見直し

実施内容（国基準における場合の支給割合及び当該団体の支給割合）

（支給割合）	国基準10%に対し、本市においても10%を支給。
（実施時期）	平成27年4月1日より実施。地域手当支給率は据え置きとなっている。

（参考）

	各年度の支給割合	
	平成26年度	平成27年度以降
国基準による支給割合	10%	10%
松戸市の支給割合	10%	10%

③その他の見直し内容

管理職員特別勤務手当について、国と同様に見直しを実施。（平成27年4月1日実施）
--

2. 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1)職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（令和6年4月1日現在）

①一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額（国比較ベース）
松戸市	41.8 歳	315,809 円	423,955 円	379,838 円
千葉県	40.1 歳	306,266 円	411,429 円	359,430 円
国	42.1 歳	323,823 円	- 円	405,378 円
類似団体	42.1 歳	321,107 円	424,344 円	381,974 円

②技能労務職

区分	公務員					民間			参考
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額(A)	平均給与月額(国比較ベース)	対応する民間の類似職種	平均年齢	平均給与月額(B)	A/B
松戸市	55.8 歳	191人	290,494 円	338,911 円	325,953 円	-	-	-	-
うち給食調理員	54.8 歳	65人	263,804 円	301,739 円	297,738 円	調理士	45.2 歳	264,700 円	1.14
うち用務員	57.9 歳	42人	320,366 円	365,131 円	358,072 円	用務員	49.1 歳	244,800 円	1.49
うち清掃職員	59.4 歳	20人	343,469 円	428,378 円	386,668 円	廃棄物処理業	47.7 歳	314,900 円	1.36
千葉県	51.7 歳	287人	296,294 円	355,777 円	332,509 円	-	-	-	-
国	51.2 歳	1,829人	288,144 円	- 円	330,553 円	-	-	-	-
類似団体	52.4 歳	91人	322,604 円	385,796 円	363,860 円	-	-	-	-

区分	参考		
	年収ベース（試算値）の比較		
	公務員(C)	民間(D)	C/D
松戸市	-	-	-
うち給食調理員	4,849,080 円	3,501,400 円	1.38
うち用務員	5,939,488 円	3,297,300 円	1.80
うち清掃職員	6,944,929 円	4,376,300 円	1.59

※ 民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用しています（令和3年から令和5年の3ヶ年平均）。

※ 技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではありません。

※ 年収ベースの「公務員（C）」および「民間（D）」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年支給された年間賞与の額を加えた試算値です。

③教育職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額（国比較ベース）
松戸市	39.1 歳	357,775 円	468,096 円	416,797 円
千葉県	42.5 歳	347,650 円	419,555 円	- 円
類似団体	41.2 歳	370,735 円	455,166 円	- 円

（注）1 「平均給料月額」とは、令和6年4月1日現在における職種ごとの職員の基本給の平均です。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものです。

また、「平均給与月額（国比較ベース）」は、比較のため、国家公務員と同じベース（＝時間外勤務手当等を除いたもの）で算出しています。

(2)職員の初任給の状況（令和6年4月1日現在）

区分		松戸市	千葉県	国
一般行政職	大学卒	202,400 円	202,400 円	総合職 200,700 円
				一般職 196,200 円
	高校卒	170,900 円	170,900 円	166,600 円
技能労務職	高校卒	169,000 円	169,000 円	

(3)職員の経験年数別・学歴別平均給料月額額の状況（令和6年4月1日現在）

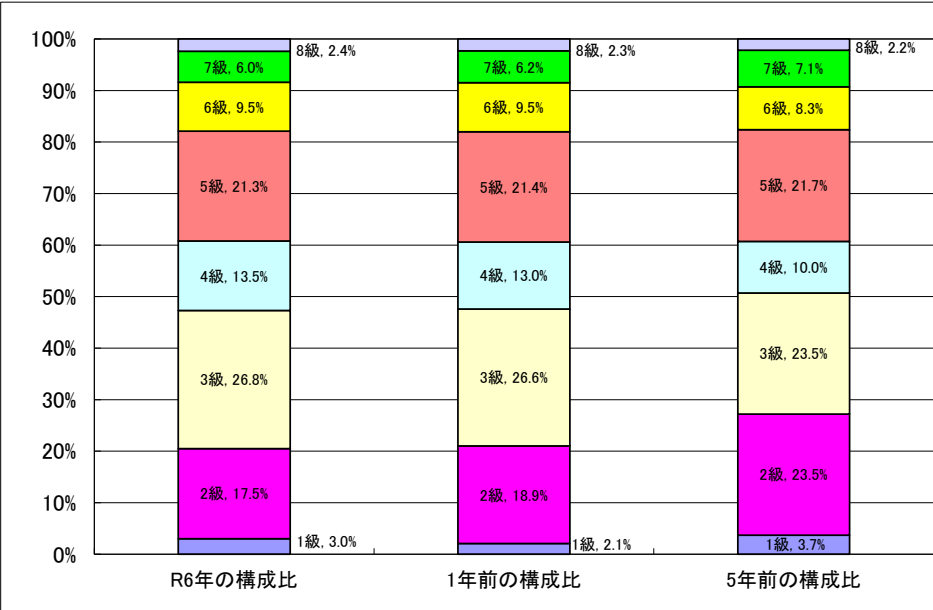
区分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大学卒	267,704 円	364,021 円	395,682 円	418,275 円
	高校卒	243,600 円	316,800 円	339,200 円	— 円
技能労務職	高校卒	226,700 円	283,800 円	343,700 円	322,150 円
	中学卒	— 円	— 円	— 円	358,000 円
教育職	大学卒	330,044 円	401,856 円	— 円	422,760 円

3. 一般行政職の級別職員数等の状況

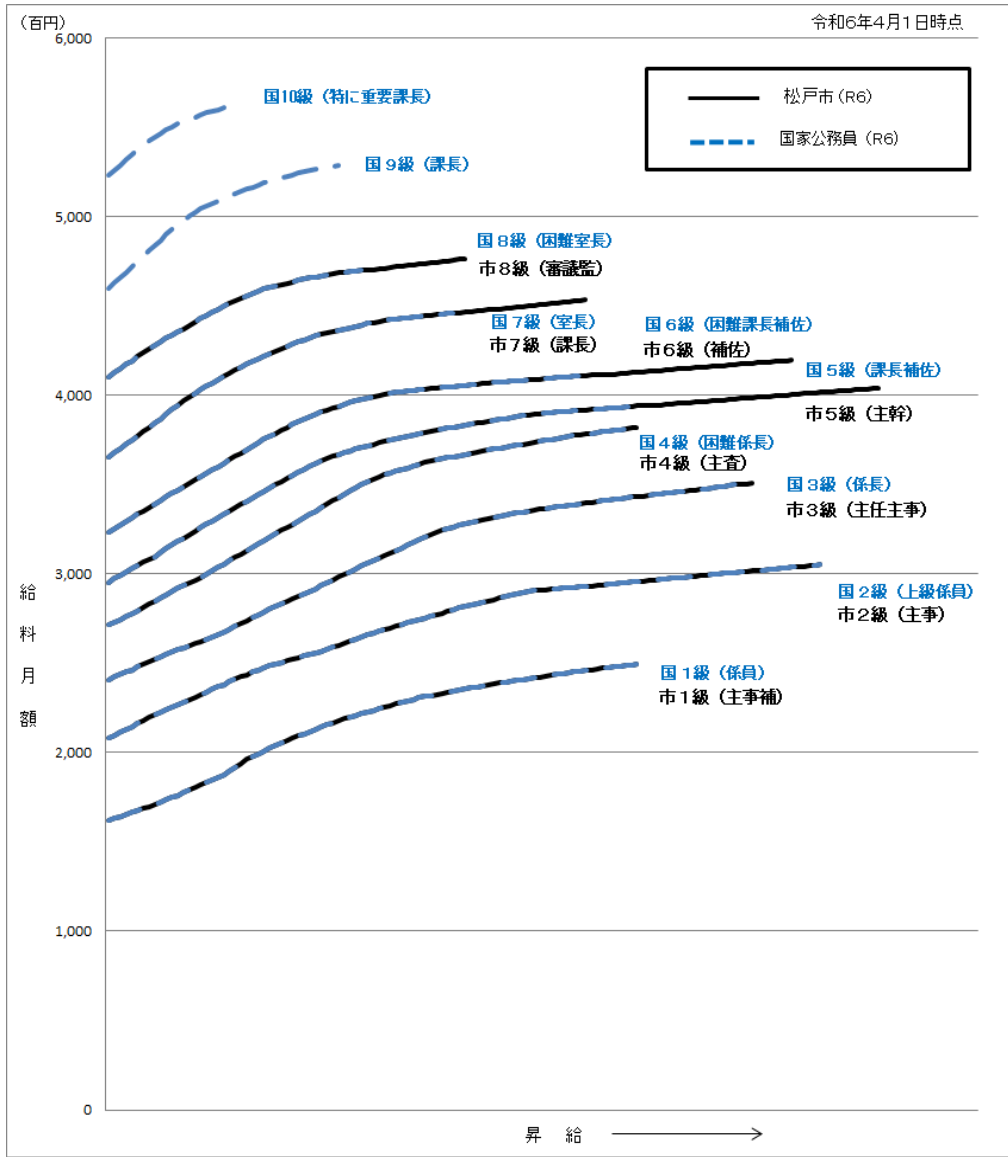
(1)一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（令和6年4月1日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
8級	部長	37 人	2.4 %	410,300 円	476,500 円
7級	課長	91 人	6.0 %	365,500 円	453,300 円
6級	補佐	145 人	9.5 %	323,100 円	419,700 円
5級	主幹、係長	325 人	21.3 %	295,400 円	404,200 円
4級	係長	206 人	13.5 %	271,600 円	382,000 円
3級	主任主事、主任技師	410 人	26.8 %	240,900 円	351,000 円
2級	主事、技師	268 人	17.5 %	208,000 円	305,200 円
1級	主事補、技師補	46 人	3.0 %	162,100 円	249,400 円
合計		1,528 人	100.0 %		

- (注) 1 松戸市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。
2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職名です。



(2)国との給料表カーブ比較表（行政職（一））（令和6年4月1日現在）



(3)昇給への人事評価の活用状況（一般行政職）（松戸市）

令和5年度中における運用		管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している					
活用している昇給区分		昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
上位、標準、下位の区分		○		○	○
上位、標準の区分					
標準、下位の区分					
標準の区分のみ（一律）		○			
ロ. 人事評価を活用していない					
活用予定時期					

4. 職員の手当の状況

(1)期末手当・勤勉手当

松戸市	千葉県	国
1人当たり平均支給額（令和5年度） 1,535 千円	1人当たり平均支給額（令和5年度） 1,691 千円	—
（令和5年度支給割合） 期末手当 2.45 月分 勤勉手当 2.05 月分 (1.375) 月分 (0.975) 月分	（令和5年度支給割合） 期末手当 2.45 月分 勤勉手当 2.05 月分 (1.375) 月分 (0.975) 月分	（令和5年度支給割合） 期末手当 2.45 月分 勤勉手当 2.05 月分 (1.375) 月分 (0.975) 月分
（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～15%	（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 15・25%	（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%

（注）（ ）内は、暫定再任用職員に係る支給割合です。

○勤勉手当への人事評価の活用状況（一般行政職）（松戸市）

令和5年度中における運用	管理職員	一般職員
イ. 人事評価を活用している		
活用している成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
上位、標準、下位の成績率	○	○
上位、標準の成績率		○
標準、下位の成績率		
標準の成績率のみ（一律）		
ロ. 人事評価を活用していない		
活用予定時期		

(2)退職手当（令和6年4月1日現在）

松戸市	国
（支給率） 自己都合 応募認定・定年	（支給率） 自己都合 応募認定・定年
勤続20年 19.6695 月分 24.58688 月分	勤続20年 19.6695 月分 24.58688 月分
勤続25年 28.0395 月分 33.27075 月分	勤続25年 28.0395 月分 33.27075 月分
勤続35年 39.7575 月分 47.709 月分	勤続35年 39.7575 月分 47.709 月分
最高限度 47.709 月分 47.709 月分	最高限度 47.709 月分 47.709 月分
その他の加算措置	その他の加算措置
退職前早期退職特例措置 (2%～45%)	退職前早期退職特例措置 (2%～45%)
1人当たり平均支給額 3,408 千円 20,358 千円	

（注）1 退職手当の1人当たり平均支給額は、前年度に退職した職員に支給された平均額です。

2 「応募認定・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合を含む。

(3)地域手当（令和6年4月1日現在）

支給実績（令和5年度決算）		1,200,508	千円		
支給職員1人当たり平均支給年額（令和5年度決算）		375,158	円		
支給対象地域	支給割合	支給対象職員数		国の制度（支給割合）	
全地域（医師以外）	10 %	3,200 人		10 %	

(4)特殊勤務手当（令和6年4月1日現在）

支給実績（令和5年度決算）	61,990	千円		
支給職員1人当たり平均支給年額（令和5年度決算）	42,458	円		
職員全体に占める手当支給職員の割合（令和5年度）	45.1	%		
手当の種類（手当数）	14			
手当の名称	支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 （令和5年度）	左記職員に対する支給単価
防疫等作業手当	一般職	感染症患者治療等	332 千円	500円～4,000円/回
危険作業手当	一般職・技労職・消防職	有害物取扱、高所作業	4,473 千円	200円/回
		大規模災害等、消防水中訓練	82 千円	400円/回
税務外勤手当	一般職	外勤・対人折衝	542 千円	300円/日
行旅死病人取扱手当	一般職・技労職	行旅死病人の処理作業	240 千円	2,000円/回（病人） 3,000円/回（死亡人）
料金等徴収手当	一般職	滞納分の料金徴収	1 千円	300円/日
生活保護等面接手当	一般職	生活保護者の認定、面接、訪問等	1,844 千円	250円/日
消防出場手当	消防職	災害出場、救急出場	23,611 千円	100円～2,000円/回
保育手当	技労職（調理員）	通常保育	1,345 千円	75円/日
特殊現場勤務手当	一般職・技労職	不快等職場	915 千円	500円/日
		土日勤務職場	11,466 千円	1,500円/日
教育職員特別業務手当	教育職	教育業務	13,554 千円	1,800円～16,000円/日
教育業務連絡指導手当	教育職	教育業務	318 千円	200円/日
特殊車両運転手当	技労職	大型車両、特殊車両運転	444 千円	130円～600円/日
環境衛生従事手当	技労職	防疫作業、害虫駆除等	542 千円	500円/日
し尿・ごみ等収集処理手当	技労職	し尿・ごみ等収集処理	2,281 千円	500円/日

(5)時間外勤務手当

支給実績（令和5年度決算）	963,399	千円
職員1人当たり平均支給年額（令和5年度決算）	360	千円
支給実績（令和4年度決算）	1,075,549	千円
職員1人当たり平均支給年額（令和4年度決算）	396	千円

（注）職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績」と同じ年度の4月1日現在の
総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員
を除く。）であり、短時間勤務職員を含みます。

(6)その他の手当（令和6年4月1日現在）

手当名	内容および支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (令和5年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (令和5年度決算)
管理職手当	○管理又は監督の地位にある職員 月額54,400円～114,000円を支給	異なる	役職分類 および支給額	千円 386,476	円 801,817
扶養手当	○配偶者 6,500円※ ○子 10,000円 ○父母等 6,500円※ ○上記のうち満16歳となる年度初めから 満22歳の年度末までの子 (高校生～大学生) 1人につき 5,000円加算 ※ 行政職俸給表8級及び医療職俸給表(一) 3級以上の職員については、3,500円	同じ		千円 251,742	円 221,994
初任給調整手当	○医療職俸給表(一)の適用を受ける職員 月額185,000円以内を支給	異なる	役職分類 および支給額	千円 2,220	円 2,220,000
住居手当	○借家・借間居住者 家賃が月額16,000円を超える場合、 家賃額に応じて28,000円を限度に支給	同じ		千円 203,368	円 293,884
通勤手当	○電車・バスを利用する場合 定期代等月額55,000円までは全額支給 定期券は6ヶ月定期等最も経済的なもの ○自動車等を使用する場合 使用距離に応じて月額2,000円～ 31,600円を支給	同じ		千円 236,688	円 86,288
休日勤務手当	○休日における正規の勤務時間中に 勤務した職員 時間単価の3.5割増×時間数を支給	同じ		千円 183,723	円 234,042
夜間勤務手当	○正規の勤務時間として午後10時から 翌日の午前5時までの間に勤務した職員 時間単価の2.5割×時間数を支給	同じ		千円 28,439	円 69,363
宿日直手当	○宿日直勤務職員 1回につき4,400円(勤務時間が5時間 未満の場合は、2,200円、半日勤務時間 が割り振られている日に退庁時から引 き続いて行われる場合にあっては6,600 円)を支給	同じ		千円 0	円 0
義務教育等 教員特別手当	○松戸市立高等学校に勤務する教育職員 月額2,000円から8,000円を支給			千円 3,944	円 60,676
管理職員 特別勤務手当	○ ①臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により週休日又は祝日法による休日等若しくは年末年始の休日等において勤務した管理職員 ○ ②災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により週休日等以外の日の午前0時から午前5時までの間であつて正規の勤務時間以外の時間において勤務した管理職員 ①勤務1回につき6,000円から12,000円を支給(勤務時間が6時間超の場合は9,000円から18,000円を支給) ②勤務1回につき3,000円から6,000円を支給	異なる	役職分類 および支給額	千円 4,516	円 32,257
特定任期付職員 業績手当	○特に顕著な業績を挙げたと認められる特定任期付職員 俸給月額に相当する額を支給	同じ		千円 1,078	円 5,539,000
災害派遣手当	○災害応急対策又は災害復旧のため本市に派遣され、本市の区域内に滞在することを要する職員 一日につき3,970円から6,620円を支給			千円 0	円 0
武力攻撃災害等 派遣手当	○国民の保護のための措置の実施のため本市に派遣され、本市の区域内に滞在することを要する職員 一日につき3,970円から6,620円を支給			千円 0	円 0

5. 特別職の報酬等の状況（令和6年4月1日現在）

区分		給料月額等		
給料	市長 副市長	1,050,000 円 860,000 円	(参考) 類似団体における最高／最低額	
			1,130,000 円	643,500 円
報酬	議長	720,000 円	724,000 円	463,000 円
	副議長	660,000 円	660,000 円	420,000 円
	議員	590,000 円	606,000 円	400,000 円
期末手当	市長	(令和5年度支給割合)		
	副市長	4.5 月分		
	議長	(令和5年度支給割合)		
	副議長 議員	4.5 月分		
退職手当	市長	(算定方式) 給料月額×在職月数×47/100	(1期の手当額) 23,688,000 円	(支給時期) 任期ごと
	副市長	給料月額×在職月数×26/100	10,732,800 円	任期ごと

(注) 1 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期（4年＝48月）勤めた場合における退職手当の見込額です。

2 市長、副市長には、このほか地域手当（10%）及び通勤手当が支給されます。

6. 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由（各年4月1日現在）

区分			職員数		対前年 増減数	主な増減理由
			令和5年	令和6年		
普通会計部門	一般行政部門	議 会	20	21	1	業務増による
		総務企画	433	466	33	組織の見直しによる
		税 務	142	144	2	業務増による
		民 生	758	783	25	組織の見直しによる
		衛 生	242	229	△ 13	組織の見直しによる
		労 働	0	0	0	
		農林水産	14	12	△ 2	業務の見直しによる
		商 工	26	25	△ 1	業務の見直しによる
		土 木	281	285	4	組織の見直しによる
	小 計	1,916	1,965	49	《参考》人口1万人当たり職員数 39.39人 (類似団体の人口1万人当たりの職員数 45.11人)	
	特別行政部門	教 育	451	435	△ 16	組織の見直しによる
		消 防	507	522	15	業務増による
		小 計	958	957	△ 1	
	合 計		2,874	2,922	48	《参考》人口1万人当たり職員数 58.57人 (類似団体の人口1万人当たりの職員数 61.34人)
公営企業等 会計部門	病 院		1,160	1,162	2	医療職補充による
	水 道		21	21	0	
	下水道		50	48	△ 2	業務の見直しによる
	その他		140	138	△ 2	組織の見直しによる
	合 計		1,371	1,369	△ 2	
総 合 計			4,245 [4,366]	4,291 [4,366]	46 [0]	《参考》人口1万人当たり職員数 86.01人

(注) 1 職員数は、一般職（常勤）に属する職員数です。

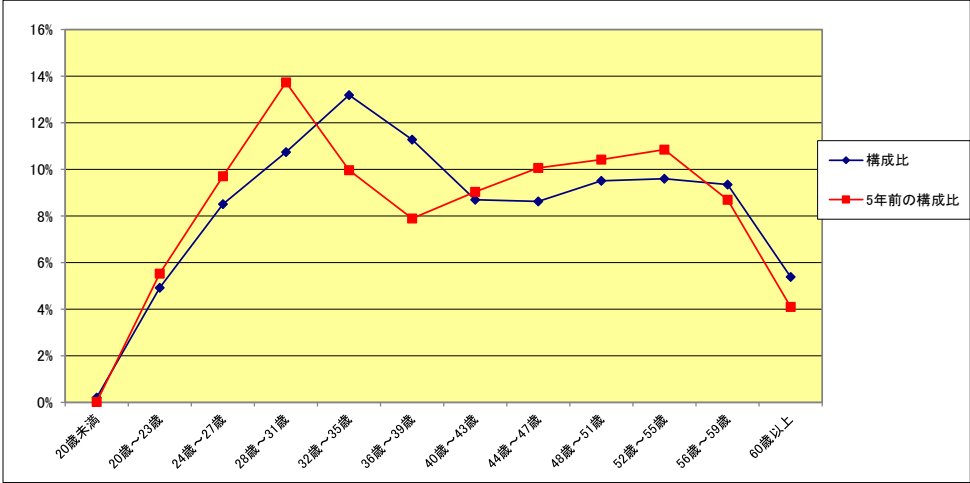
2 【 】内は、条约定数の合計です。

(2) 職員の採用および退職の状況（令和5年度：令和5年4月1日～令和6年3月31日）

区分	採用者数			退職者数		
	年度当初採用	中途採用	合計	自己都合等退職	定年退職	合計
市長部局等	76	11	87	57	0	57
教育委員会	18	1	19	27	0	27
消防局	19	0	19	8	0	8
病院	50	18	68	90	5	95
水道	0	0	0	0	0	0
合計	163	30	193	182	5	187

(注) 市長部局等には教育委員会を除く各行政委員会を含みます。

(3) 年齢別職員構成の状況（令和6年4月1日現在）



区 分	20歳 未満	20歳 ～ 23歳	24歳 ～ 27歳	28歳 ～ 31歳	32歳 ～ 35歳	36歳 ～ 39歳	40歳 ～ 43歳	44歳 ～ 47歳	48歳 ～ 51歳	52歳 ～ 55歳	56歳 ～ 59歳	60歳 以上	合計
職員数	9人	211人	365人	461人	566人	484人	373人	370人	408人	412人	401人	231人	4,291人

(4) 職員数の推移

(単位：人・%)

区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	過去5年間の増減数(率)
一般行政	1,920	1,931	1,950	1,937	1,916	1,965	45 (2.3%)
教育	463	463	460	452	451	435	△ 28 (△ 6.0%)
消防	500	502	507	507	507	522	22 (4.4%)
普通会計	2,883	2,896	2,917	2,896	2,874	2,922	39 (1.4%)
公営企業等会計	1,312	1,377	1,372	1,365	1,371	1,369	57 (4.3%)
総合計	4,195	4,273	4,289	4,261	4,245	4,291	96 (2.3%)

(注) 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数です。

7. 公営企業職員の状況

(1) 病院事業

① 職員給与費の状況

決算

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 令和4年度の総費用 に占める職員給与費比率
令和5年度	千円 25,800,673	千円 △ 3,411,940	千円 13,338,676	% 51.7	% 51.8

区分	職員数 A	給与費				(参考)1人当たり 給与費 B/A	(参考) 市町村 平均
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	合計 B		
令和5年度	人 1,171	千円 4,645,679	千円 2,907,620	千円 1,349,662	千円 8,902,961	千円 7,603	千円 7,252

- (注) 1 職員手当には退職手当を含みません。
- 2 職員数は、令和6年3月31日現在の人数です。
- 3 職員数及び給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）及び定年前再任用短時間勤務職員が含まれていますが、会計年度任用職員は含みません。

② 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（令和6年4月1日現在）

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
松戸市	39.7 歳	374,198 円	645,875 円
医師	38.6 歳	519,380 円	1,188,348 円
看護師	39.5 歳	344,816 円	540,979 円
事務・医療技術者等	41.1 歳	353,156 円	554,872 円
団体平均	43.2 歳	335,999 円	600,119 円

- (注) 1 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含みます。
- 2 平均年齢の団体平均は、会計年度任用職員を含んで算出しています。

③ 職員の手当の状況

ア 期末・勤勉手当

松戸市病院事業			
1人当たり平均支給額（令和5年度）			
1,684 千円			
(令和5年度支給割合)			
期末手当		勤勉手当	
2.45 月分		2.05	
(1.375) 月分		(0.975) 月分	
(加算措置の状況)			
職制上の段階、職務の級等による加算措置			
・役職加算 5～15%			

(注) () 内は、暫定再任用職員に係る支給割合です。

イ 退職手当（令和6年4月1日現在）

松戸市病院事業		
(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695 月分	24.58688 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度	47.709 月分	47.709 月分
その他の加算措置		
退職前早期退職特例措置		(2%～45%)
1人当たり平均支給額	5,558 千円	47,524 千円

- (注) 1 退職手当の1人当たりの平均支給額は、前年度に退職した職員に支給された平均額です。
- 2 「応募認定・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合を含む。

ウ 地域手当（令和6年4月1日現在）

支給実績（令和5年度決算）		557,870	千円
支給職員1人当たり平均支給年額（令和5年度決算）		428,472	円
支給対象地域	支給割合	支給対象職員数	一般行政職の制度（支給割合）
全地域（医師以外）	10 %	1,026 人	10 %
医師に対する特例	支給割合	支給対象職員数	医師の制度（支給割合）
医師	16 %	190 人	16 %

エ 特殊勤務手当（令和6年4月1日現在）

支給実績（令和5年度決算）		634,940	千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（令和5年度決算）		600,700	円	
職員全体に占める手当支給職員の割合（令和5年度）		86.9	%	
手当の種類（手当数）（令和5年度）		15		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 （令和5年度）	左記職員支給単価
臨床指導・調査・研究手当	医師	診療に従事する臨床医の支援・指導又は必要な調査・研究を行う医師	102,709 千円	月額300,000円以内
入院受入手当	医師	入院患者を受け入れ、諸処理を行った職員	97,055 千円	5,000円/人
観察手当	医師	術後経過観察又は重症患者処理等のため居残りした医師	32,760 千円	1,500円・2,000円/時間
急患診療手当	医療職	救急診療のため業務に従事した職員	27,558 千円	1,500円・2,000円/時間 （手術を行った場合は6,500円以内/回を加算）
休祭日勤務手当	医療職	休祭日において特別に業務に従事した職員	20,089 千円	13,000円以内/1回
自宅待機手当	医療職	救急診療等のため待機を命ぜられた職員	16,065 千円	10,000円/月 （5回を超えた1回につき2,000円加算）
夜間看護手当	看護職・医療技術者	夜間において行われる看護等の業務に従事した職員	276,917 千円	9,500円以内/回
手術・訪問看護手当	看護職	手術室又は訪問看護ステーションに勤務する職員	6,538 千円	10,000円/月
放射線取扱手当	医療職	放射線等照射業務に従事した職員	4,838 千円	200円・400円/日
防疫手当	医療職	感染症患者の収容、検診、治療又は消毒作業に従事した職員	22,705 千円	500円/回
解剖手当	医師・医療技術者	解剖検診、検査に従事した職員	102 千円	3,000円/体
特別看護手当	看護職・看護補助者	早出遅出勤務に従事した職員	0 千円	5,000円以内/月
院内待機手当	医師	救急診療等のため院内で待機を命ぜられた職員	0 千円	19,000円以内/回
派遣手当	医師	要請により特別に院外で業務に従事した職員	24,554 千円	60,000円以内/回
赴任手当	医師	業務を円滑に行うため勤務を命ぜられた職員	3,050 千円	200,000円以内/回

オ 時間外勤務手当

支給実績（令和5年度決算）	538,777 千円
職員1人当たり平均支給年額（令和5年度決算）	562 千円
支給実績（令和4年度決算）	537,511 千円
職員1人当たり平均支給年額（令和4年度決算）	513 千円

（注）1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含みます。

- 2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、再任用短時間勤務職員を含みます。

手当名	内容および支給単価	一般行政職 の制度との 異同	一般行政職 の制度と 異なる内容	支給実績 (令和5年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (令和5年度決算)
管理職手当	○管理又は監督の地位にある職員 対象職員の属する級における最高の号 給の給料月額100分の25以内を支給	異なる	支給額	175,734 千円	955,077 円
扶養手当	P.7と同様	同じ		85,768 千円	212,297 円
初任給調整手当	○医師、歯科医師、助産師、保健師、 看護師及び准看護師 月額185,000円以内を支給	異なる	対象職員	千円 283,669	円 325,308
住居手当	P.7と同様	同じ		99,052 千円	268,432 円
通勤手当		同じ		83,048 千円	83,580 円
休日勤務手当手当		同じ		143,585 千円	170,731 円
夜間勤務手当	○正規の勤務時間として午後10時から 翌日の午前5時までの間に勤務した職員 時間単価の0.25割×時間数を支給	同じ		千円 114,262	円 164,881
宿日直手当	○宿日直勤務職員 宿直又は日直勤務1回につき21,000円以 内を支給	異なる	支給額	千円 94,698	円 509,129
管理職員 特別勤務手当	○ ①臨時又は緊急の必要その他の公務 の運営の必要により週休日又は祝日法に よる休日等若しくは年末年始の休日等 において勤務した管理職員 ○ ②災害への対処その他の臨時又は緊 急の必要により週休日等以外の日の午前0 時から午前5時までの間であつて正規の勤 務時間以外の時間において勤務した管理 職員 ①勤務1回につき6,000円から12,000円を 支給（勤務時間が6時間超の場合は9,000 円から18,000円を支給） ②勤務1回につき3,000円から6,000円を支給	同じ		千円 0	円 0
特定任期付職員 業績手当	○特に顕著な業績を挙げたと認め られる特定任期付職員 俸給月額に相当する額を支給	同じ		千円 0	円 0
災害派遣手当	○災害応急対策又は災害復旧のため本市 に派遣され、本市の区域内に滞在するこ とを要する職員 一日につき3,970円から6,620円を支給	同じ		千円 0	円 0
武力攻撃災害等 派遣手当	○国民の保護のための措置の実施のため 本市に派遣され、本市の区域内に滞在す ることを要する職員 一日につき3,970円から6,620円を支給	同じ		千円 0	円 0

(2)水道事業

① 職員給与費の状況

決算

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 令和4年度の総費用に 占める職員給与費比率
令和5年度	千円 1,505,539	千円 67,114	千円 140,200	% 9.3	% 10.4

区分	職員数 A	給与費				(参考)1人当たり 給与費 B/A	(参考) 市町村 平均
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	合計 B		
令和5年度	人 21	千円 84,035	千円 19,536	千円 36,629	千円 140,200	千円 6,676	千円 6,118

- (注) 1 職員手当には退職手当を含みません。
- 2 職員数は、令和6年3月31日現在の人数です。また、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））及び会計年度任用職員を含みません。
- 3 職員数及び給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）及び定年前再任用短時間勤務職員が含まれていますが、会計年度任用職員は含みません。

② 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（令和6年4月1日現在）

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
松戸市	47.3 歳	380,504 円	556,349 円
団体平均	45.8 歳	337,221 円	508,691 円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含みます。

③ 職員の手当の状況

ア 期末・勤勉手当

水道事業			
1人当たり平均支給額（令和5年度）			
		1,744	千円
(令和5年度支給割合)			
期末手当		勤勉手当	
2.45	月分	2.05	月分
(1.375)	月分	(0.975)	月分
(加算措置の状況)			
職制上の段階、職務の級等による加算措置			
・役職加算 5～15%			

(注) () 内は、暫定再任用職員に係る支給割合です。

イ 退職手当（令和6年4月1日現在）

水道事業		
(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695 月分	24.58688 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度	47.709 月分	47.709 月分
その他の加算措置		
退職前早期退職特例措置		(2%～45%)
1人当たり平均支給額	実績なし	実績なし

- (注) 1 退職手当の1人当たりの平均支給額は、前年度に退職した職員に支給された平均額です。
- 2 「応募認定・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合を含む。

ウ 地域手当

(令和6年4月1日現在)

支給実績（令和5年度決算）		9,077 千円	
支給職員 1 人当たり平均支給年額（令和5年度決算）		432,237 円	
支給対象地域	支給割合	支給対象職員数（令和5年度）	一般行政職の制度（支給割合）
全地域	10 %	22 人	10 %

エ 特殊勤務手当(令和6年4月1日現在)

支給実績（令和5年度決算）			-	千円
支給職員1人当たり平均支給年額（令和5年度決算）			-	円
職員全体に占める手当支給職員の割合（令和5年度）			-	%
手当の種類（手当数）（令和5年度）			-	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 （令和5年度決算）	左記職員に対する支給単価
-	-	-	-	-

オ 時間外勤務手当

支給実績(令和5年度決算)	970	千円
職員1人当たり平均支給年額(令和5年度決算)	46	千円
支給実績(令和4年度決算)	1,903	千円
職員1人当たり平均支給年額(令和4年度決算)	87	千円

(注)1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含みます。

- 2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、再任用短時間勤務職員を含みます。

カ その他の手当(令和6年4月1日現在)

手当名	内容および支給単価	一般行政職 の制度との 異同	一般行政職 の制度と 異なる内容	支給実績 (令和5年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (令和5年度決算)
管理職手当	P.7 と同様	同じ		3,960 千円	792,000 円
扶養手当		同じ		2,775 千円	252,273 円
初任給調整手当		同じ		- 千円	- 円
住居手当		同じ		892 千円	297,167 円
通勤手当		同じ		1,863 千円	98,068 円
夜間勤務手当		同じ		- 千円	- 円
宿日直手当		同じ		- 千円	- 円
管理職員特別勤務手当		同じ		- 千円	- 円
災害派遣手当		同じ		- 千円	- 円
武力攻撃災害等派遣手当		同じ		- 千円	- 円

◆職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 勤務時間制度（部局別）

1日・1週間当たりの勤務時間、始業・就業時刻、休憩時間、休息時間の状況

通常の日勤職員

勤務時間 1日当たり 7.75時間

1週間当たり 38.75時間

始業時刻 午前8時30分

終業時刻 午後5時00分

休憩時間 午後0時15分～午後1時00分（45分間）

その他の職員

夜間勤務（2交代制、3交代制のある交代勤務職場（消防、和名ヶ谷クリーンセンター、病院等））

休憩時間 勤務時間が8時間以上に1時間以上

※休息時間 平成19年4月1日から廃止

(2) 休暇制度〔年休・特別休暇(病休含む)・介護休暇・介護時間、組合休暇・配偶者同行休業〕

- ① 年次有給休暇制度 毎年度4月1日に最高20日付与、翌年度に20日まで繰り越すことが可能
- ② 特別休暇
 - 夏季休暇 7月から9月までの間に6日以内
 - 結婚休暇 5日以内
 - 忌引休暇 続柄により1日～10日
 - 父母の追悼 実父母の3回忌、7回忌などの行事の日 1日
 - 出生サポート休暇 不妊治療に係る通院等のため勤務しないことが相当であると認められる場合、1年度で5日（体外受精その他の市長が定める不妊治療に係るものである場合は、10日）以内
 - 母体保護時間 妊娠中 30分単位で1日朝夕1時間まで
 - 妊婦検診 妊娠中又は出産後1年以内の職員 必要な時間
妊娠6月まで4週に1回、妊娠7月から9月までは2週間に1回、産後1年まではその間に1回
 - 配偶者出産休暇 分娩の日から2週間以内に3日
 - 子の育児休暇 妻の出産日の翌日から子が1歳に達する日（小学校就学前の子が別にいる場合、出産予定日の前8週間から1歳に達する日）の間に生まれた子、又は小学校就学前の子の養育のため、当該期間内において5日以内
 - 育児時間 生後1歳に達しない子を育てるとき、30分単位で1日朝夕1時間まで
 - 子の看護休暇 12歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子・孫が病気や負傷した場合の看護をするために、対象となる子どもが1人の場合は、1年度で5日以内、2人以上いる場合は、1年度で10日以内
 - 短期介護休暇 配偶者、父母、子等が疾病、老齢により日常生活を営むにあたり支障がある場合、1年度で5日以内
 - 公民権行使 必要な時間（選挙等）
 - 裁判員、証人、鑑定人 裁判員、証人、鑑定人として裁判所に出頭するとき、又はこれに準ずるとき、必要な期間
 - 生理休暇 女性が生理時に就業が著しく困難なとき、2日以内
 - ボランティア休暇 1年度で5日以内
大災害の被災地、被災者への支援
身体障害者療護施設、特別養護老人ホームなどの支援
青少年の健全育成を目的とする活動
 - ドナー休暇 骨髄移植のための骨髄若しくは末梢血幹細胞移植のため末梢血幹細胞の提供希望の登録、検査、入院等、必要な期間
 - 産前・産後休暇 分娩予定日前8週間（多胎妊娠の場合においては、14週間）前の日から出産日後8週間を経過する日までの期間
 - 災害休暇 市長が必要と認めたとき、必要な期間
- ③ 介護休暇 配偶者、父母、子等が疾病、老齢により日常生活を営むにあたり支障がある場合、一の疾病に対し180日間 無給
- ④ 介護時間 要介護者の介護をするため、取得初日から最長3年間、1日2時間まで 無給
- ⑤ 病気休暇 負傷、疾病にかかったとき、医師が療養に必要と認めた期間、最長90日間
- ⑥ 組合休暇 登録された職員団体の業務、又は活動に従事する期間、1年度で30日まで 無給
- ⑦ 配偶者同行休業 3年を越えない範囲内において、外国で勤務等をする配偶者と外国において生活を共にすることができる 無給

◆職員の分限および懲戒処分の状況

(1) 分限処分の処分人数（部局別）

令和5年度分限休職処分者数（延べ人数）

部局	人数	処分の種類	処分手由
市長部局等	131 人	休職	心身の故障（地方公務員法第28条第2項第1号）
教育委員会	25 人	休職	
消防局	9 人	休職	
病院	84 人	休職	
水道	0 人	-	-
合計	249 人		

(2) 懲戒処分の処分人数（部局別）

令和5年度懲戒処分者数

部局	人数	処分の種類	処分手由
市長部局等	1 人	減給1か月	地方公務員法第29条第1項第1号および第3号、第33条
教育委員会	1 人	停職1か月	
消防局	0 人	-	-
病院	0 人	-	-
水道	0 人	-	-
合計	2 人		

◆職務の服務状況

(1) 年休使用状況（部局別）

① 年次有給休暇の令和5年度平均取得日数

部局	日数
市長部局等	14.6 日
教育委員会	16.5 日
消防局	14.6 日
病院	13.3 日
水道	17.4 日

② 年次有給休暇の令和6年4月1日の平均付与日数

部局	日数
市長部局等	37.6 日
教育委員会	36.7 日
消防局	38.6 日
病院	36.2 日
水道	39.3 日

(2) 育休・部分休業取得状況（部局別）

① 令和5年度育児休業新規取得者数

部局	人数
市長部局等	67 人
教育委員会	9 人
消防局	6 人
病院	43 人
水道	0 人

② 令和5年度部分休業新規取得者数

部局	人数
市長部局等	36 人
教育委員会	3 人
消防局	2 人
病院	15 人
水道	0 人

◆職員の研修および人事評価の状況

(1) 研修の実績（令和5年度・人事課実施分）

区 分	研 修 内 容	コース数	人数
基本研修	役職および勤務年数等に応じた基本的な知識・技能の習得	15	1,029人
特別研修	特定の行政課題に対応するために必要な知識・技能の習得	17	1,018人
実務研修	実務遂行に必要な知識・技能の習得	7	630人
派遣研修	職務の専門的かつ総合的な知識・技能の習得のため専門機関へ派遣	228	321人
合 計		267	2,998人

(2) 職員の人事評価に関する状況（令和5年度）

評価期間	令和4年10月1日から令和5年9月30日まで
対象者	令和5年9月末日に在職する職員（条件付採用期間中職員等を除く）※会計年度任用職員は別途実施
対象職員数	3,018人
評価項目	創意工夫力、研究心、企画立案力、応対力、理解判断力、表現力、説明力、職務知識、正確性、仕事の遂行力、仕事の効率性、即応性、熟練性、評価力、人材育成力、折衝力・調整力、管理統率・組織運営能力、経営感覚、協調性、勤勉性、積極性、責任感、倫理の保持及び服務規律、職務意欲

◆職員の福祉および利益の保護の状況

(1) 千葉県市町村職員共済組合、公立学校共済組合

地方公務員等共済組合法に基づき、健康保険に相当する短期給付、厚生年金保険に相当する長期給付事業等を行っています。

(2) 千葉県市町村職員互助会

千葉県市町村職員共済組合が実施する福利厚生制度を補完するための組織です。千葉県内の市町村等の職員を会員とし、会員の掛金と市の負担金により、出産費助成、介護休暇助成等の給付事業を行っています。

(3) 松戸市役所職員共済組合

地方公務員法第42条に基づき、職員の元気回復、その他厚生に関する事業を実施していますが、この組織は、現在、市からの交付金（公費支出）はなく、組合員（職員）の掛金だけで運営されています。

(4) 健康診断の実施状況（令和5年度）

労働安全衛生法に基づき、年一回職員に対して健康診断を実施しています。

区分	受診者数
定期健康診断（35歳未満）	836 人
定期健康診断及び生活習慣病予防検査（35歳以上）	1,040 人
特殊業務等健康診断	863 人

(5) 公務・通勤災害件数(部局別)（令和5年度）

公務災害	申請	認定
市長部局等	21 人	20 人
教育委員会	10 人	10 人
消防局	1 人	1 人
病院	3 人	4 人
水道	0 人	0 人
合計	35 人	35 人

※認定には、前年度「申請」分も含みます。

通勤災害	申請	認定
市長部局等	6 人	6 人
教育委員会	0 人	0 人
消防局	0 人	0 人
病院	2 人	1 人
水道	0 人	0 人
合計	8 人	7 人

※認定には、前年度「申請」分も含みます。

◆公平委員会の業務の状況

1. 勤務条件に関する措置の要求の状況	該当なし
2. 不利益処分に関する審査請求の状況	該当なし